

書籍『インドの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』訂正とお詫び

『インドの投資・M&A・会社法・会計税務・労務（2012年度版）』（TCG 出版）に関して、誤植がございました。読者の皆様には お詫び申し上げますとともに、正しい情報を記載させていただきます。

対象書籍：『インドの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』

該当箇所：p533 「国際税務 現地法人を設けて活動を行う場合」

1. [内国法人に対する法人税率]

誤) 課税所得が、1,000 万ルピー超の部分

$$\begin{aligned} & \text{基本税率 } 30\% \pm (1 + \text{追加税 } 5\%) \pm (1 + \text{教育目的税 } 3\%) \\ & = \text{実効税率 } 32.445\% \end{aligned}$$

正) 課税所得が、1,000 万ルピー超の部分

$$\begin{aligned} & \text{基本税率 } 30\% \times (1 + \text{追加税 } 5\%) \times (1 + \text{教育目的税 } 3\%) \\ & = \text{実効税率 } 32.445\% \end{aligned}$$

該当箇所：p539 「国際税務 資金回収における留意点」

2. [実効税率の計算 内国法人（子会社）]

誤) 課税所得が 1,000 万ルピー超の部分

$$\begin{aligned} & \text{基本税率 } 30\% \pm (1 + \text{追加税 } 5\%) \pm (1 + \text{教育目的税 } 3\%) \\ & = \text{実効税率 } 32.445\% \end{aligned}$$

正) 課税所得が、1,000 万ルピー超の部分

$$\begin{aligned} & \text{基本税率 } 30\% \times (1 + \text{追加税 } 5\%) \times (1 + \text{教育目的税 } 3\%) \\ & = \text{実効税率 } 32.445\% \end{aligned}$$